

科 目	基本的人権の基礎 (前期)	単 位 2
担 当	浦田 賢治	
<p>授業内容の概要</p> <p>まず、「生命・自由・幸福追求の権利」と「法の下での平等」にかかわる問題から始める。こうした人権の各論を学習したあと、いわば人権の総論ともいべき問題に進む。この間授業の事前と事後に、2つの教科書を読むことが求められている。また、授業時間中に、小論文テストを行うので、その準備が必要である。その実績を検証して、学習のしかたや態度について自覚し反省することが期待されている。</p> <p>授業方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教科書(基礎編および応用編)の該当箇所を、事前によく学習しておくこと。 2 教室では、予告した順序にしたがい講義する。 3 14回の授業のなかに予定された時間帯をつかって、いわゆる「補講」をおこなう(たとえば、人権総論の問題を含む)。 <p>成績評価の方法</p> <p>総点を100とすれば、このうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教場での小論文テストについて、30をわりあてる。 ただし、第1回授業で答案作成の実習を行う場合には、これは成績評価の対象にしない。 2 期末試験の成果に、70をわりあてる。 <p>成績は、5段階に分けて表記する。A・B・C・Dは合格である。FまたはNはいずれも不合格である。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 人権序説 第2回 生命・自由・幸福追求権 第3回 法の下での平等 第4回 思想・良心;信教;学問 第5回 表現の自由、集会・結社の自由、通信の秘密 第6回 表現の自由の内容と限界;補講 第7回 職業選択・居住移転・財産権 第8回 人身の自由と適正手続 第9回 国務請求権と参政権;義務 第10回 生存権と教育を受ける権利 第11回 労働基本権;補講 第12回 人権:歴史と論理 第13回 人権の享有主体と限界 第14回 特別な法律関係と私人間での人権保障;補講 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):</p> <ul style="list-style-type: none"> A 芦部信喜『憲法(第4版)』(岩波書店、2007): ただし、第3版までの古本でも、差し支えない。(基礎編と呼ぶ) B 浦田賢治(編)『基本的人権の基礎』(憲法学会、2008):(応用編と呼ぶ) <p>参考書(購入任意): 特になし。</p> <p>前提履修科目 特になし。</p>		

法律基本科目 公法系

科 目	統治の基本構造 (後期)	単 位 2
担 当	浦田 賢治	
<p>授業内容の概要</p> <p>まず「憲法総論」として論じられる問題をとりあげる。そのあと「統治機構」に関する問題に進む。前期の場合とおなじように、授業の事前および事後に、2つの教科書を読むことが求められている。また、授業時間中に、小論文テストを行うので、その準備が必要であり、その実績を検証することが求められている。</p> <p>授業方法</p> <p>1 教科書(基礎編および応用編)の該当箇所を事前に学習してくる。 2 教室では、予定された順序に従って、講義をおこなう。 5 14回の授業のなかに、いわゆる「補講」をおこなうことがある (たとえば、憲法総論を含む)。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>総点を100とすれば、このうち、 1 教場での小論文テストに、30をわりあてる。 2 期末試験の成果に、70をわりあてる。 成績は、5段階に分けて表記する。A・B・C・Dは合格である。FまたはNはいずれも不合格である。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 憲法序説 第2回 日本憲法史 第3回 国民主権 第4回 民主主義・立憲主義 第5回 平和主権 第6回 権力分立 第7回 国会 第8回 内閣 第9回 裁判所 第10回 財政・地方自治 第11回 条約・法律・予算・命令 第12回 憲法の保障 第13回 違憲審査制 第14回 憲法改正 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): A 芦部信喜『憲法(第4版)』(岩波書店、2007):旧版でも差し支えない。 (基礎編と呼ぶ) B 浦田賢治(編)『統治の基本構造』(憲法学会、2008):(応用編と呼ぶ) 参考書(購入任意): 特にない。</p> <p>前提履修科目 特にない。</p>		

科 目	行政法1 (後期)	単 位
担 当	早川 和宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>行政法とは行政に関する法である。したがって、行政に関する法は、全て行政法の対象となる。もともと、行政に関する法は無数の行政法規から成り立っているため、その全てに通暁することは不可能に近い。</p> <p>しかし、行政法は、行政に関する法であることから、行政に特有な法理・法原則が支配している。行政法学の目的は、このような行政に特有な法理・法原則を発見し、認識することである。行政法の分野では、最近、急速に法整備が進み、判例の集積と学説の進展が見受けられる。授業は、行政法の基礎概念と基礎理論および確立した判例を中心に講述することにする。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、南博方『行政法（第六版）』を使用して、講義形式で行う。</p> <p>法令・制度の改廃や理論の変遷に留意し、重要な事件や判例が現れたときは、適時解説する。あらかじめレジュメおよび資料を配布する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業における積極的参加の程度（提出物を含む）および期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 行政法はどのような法か。 第2回 行政は誰が行うか。 第3回 行政はどのような作用を行うか。 第4回 行政行為とは何か。 第5回 行政行為はどのような効力をもつか(1)。 第6回 行政行為はどのような効力をもつか(2)。 第7回 行政立法・自治立法その他の行政作用について。 第8回 行政上の法律関係とはどのようなものか。 第9回 行政はどのような手続で行われるか。 第10回 行政情報公開と個人情報保護の仕組み・行政の実効性はどのようにして確保されるか。 第11回 行政によって受けた損失はどのようにして償われるか。 第12回 行政によって受けた損害はどのようにして償われるか。 第13回 行政型ADRとはどのような手続か。 第14回 行政事件訴訟とはどのような裁判制度か。 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）： 南博方『行政法（第6版）』（有斐閣・2006年）（2刷のもの）</p> <p>参考書（購入任意）： 小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選（第5版）』I・II（有斐閣・2006年）</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし</p>		

科 目	行政法2 (前期)	単 位
担 当	早川 和宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>本授業では、行政と一般国民との間に、「良好ではない関係」が発生した場合の対処方法を学ぶ。</p> <p>法治行政の原理の下、行政は、適法な行政活動をなしているはずである。その限りにおいては、行政と一般国民の間には「良好な関係」が生じていると考えられる。しかし、行政を行うのが人である以上、そこに完璧を求めることはできない。また、複雑多岐にわたる行政法規は、解釈上の疑義も少なくない。そこには、「良好ではない関係」を生み出す素地が多分に存在する。</p> <p>「良好ではない関係」が発生した場合、それは事後的に解決せざるを得ない。事後的解決に資する制度として、行政型ADR・行政訴訟・国家補償等を取り上げる。</p> <p>一方、「良好ではない関係」が発生することを防げれば、これに勝ることはない。事前に「良好な関係」を担保するための制度として、行政手続を取り上げる。</p> <p>個人の権利利益に影響を与える行政の活動は、当該個人の一生を左右するだけの力を持つことに留意しつつ、「良好ではない関係」を解きほぐす上で必要な理論の習得を目指したい。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、南博方『行政法（第六版）』を使用して、講義形式で行う。行政法1（公法総合1）で得た知見をもとに、現実の紛争場面での応用力の養成を試みる。</p> <p>講義方式を中心とするが、適宜発言を求めることにより、できるだけ双方向の授業を志向したい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における積極的参加の程度と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 行政手続法理・行政手続の内容 第2回 行政型ADRの意義と種類 第3回 行政不服申立て 第4回 その他の行政紛争解決手続 第5回 行政事件訴訟の意義と種類 第6回 取消訴訟（1） 第7回 取消訴訟（2） 第8回 取消訴訟（3） 第9回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟 第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・仮の救済 第11回 当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟 第12回 損失補償制度 第13回 国家賠償訴訟（1） 第14回 国家賠償訴訟（2） 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）： 南博方『行政法（第6版）』（有斐閣・2006年）（2刷のもの）</p> <p>参考書（購入任意）： 小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選〔第5版〕』I・II（有斐閣・2006年）</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし</p>		

科 目	公法総合 (後期)	単 位
担 当	山下 清兵衛	
<p>授業内容の概要</p> <p>普遍法としての国際的人権保障規範と、日本国憲法における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールについての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。</p> <p>また、立法による行政に対するコントロールも検討する。更に、司法を含めた三権を、主権者たる国民がどのようにコントロールすべきか（憲法の保障）について理解を深めてもらえるようにしたい。</p> <p>法律家が国民の権利実現について、どのように関与できるかについて裁判官を含めた法の運用者のあるべき姿についても講義する予定である。各種の行政訴訟をすべてマスターできるようにする。</p> <p>授業方法</p> <p>担当教員が関与した憲法・行政訴訟判例等を題材として、あらゆる行政法を遂行できる知識の修得を目標とし、参考資料などを主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深め、かつ、論文力を向上させるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは1～2回程度を予定するが、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は論文問題とし、憲法・行政法の有機的な理解の程度を評価する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 行政訴訟と情報収集 第2回 非処分是正訴訟 第3回 憲法14条と児童手当訴訟(法律の委任) 第4回 法の支配の原則(複数処分と処分理由) 第5回 司法の行政に対するコントロール(許認可訴訟) 第6回 第三者訴訟(原告適格) 第7回 司法審査と行政裁量 第8回 当事者訴訟(差止め訴訟) 第9回 義務付け訴訟 第10回 労災訴訟 第11回 福祉訴訟 第12回 情報公開と知る権利(住民訴訟) 第13回 行政訴訟と裁判を受ける権利(入管訴訟) 第14回 公務員訴訟 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。参考文献：『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕</p> <p>参考書(購入任意)：授業において、随時紹介する</p> <p>前提履修科目</p> <p>公法総合1・2を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	憲法判例論 (前期)	単 位
		2
担 当	柏崎 敏義	
<p>授業内容の概要</p> <p>法の支配、近代立憲主義、そして具体的には違憲審査制を前提とすると、憲法の番人としての裁判所の役割は人権保障にある。戦後 60 年の間に積み重ねられてきた憲法判例を見ることで、憲法のあり方、裁判のあり方を考えるだけでなく、憲法問題をどのように考えていくのかの思考プロセスを確立することができるであろう。ただし、唯一これが正解という思考方法があるわけではない。</p> <p>授業方法</p> <p>授業計画に基づき、各回の具体的なテーマ、判例は事前に指示するので予習をすること。授業は質疑討論を中心に進める予定である。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階評価とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ガイダンス、違憲立法審査権概観 第2回 憲法訴訟概観、司法権の限界 第3回 表現の自由に関する判例(1) 第4回 表現の自由に関する判例(2) 第5回 政教分離に関する判例 第6回 職業選択の自由に関する判例 第7回 財産権に関する判例 第8回 生存権に関する判例 第9回 労働基本権・教育を受ける権利に関する判例 第10回 人身の自由に関する判例 第11回 選挙権に関する判例 第12回 人権総論に関する判例 第13回 統治構造に関する判例(1) 第14回 統治構造に関する判例(2) 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：石村修・稲正樹編『論点整理と演習 憲法』(敬文堂、定価 4,200 円+税)、各自使用の判例集</p> <p>参考書(購入任意)：なし</p> <p>前提履修科目</p> <p>基本的人権の基礎、統治の基本構造を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民法1 (総則) (前期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>(1) 民法第1編・総則(1条～174条の2)の解釈論を、主として判例・通説に従って説明する。最初のほうは、かなり初歩的な話し方をするであろう。</p> <p>(2) 多くの授業でまず話を聞く民法序説の部分は、基本的に田中教授の民事法総合1(並行開始)でお願いする。</p> <p>(3) 法人(33条以下)は大改正があったので、今年は末尾に掲げる私の教科書(第10章)も書き改めたものによって授業をするが、間に合わない場合には、学内限りの法人教材を授業の少し前に配布する。</p> <p>授業方法</p> <p>入学したての皆さんは、かなり高度の知識を習得している既修者から、ほとんど法律知識のない未修者まで様々なレベルの人がいるが、本学は、未修者に焦点を合わせて授業する方針である。したがって、いきなり高度な内容の話はできないし、また、14回だけでは民法総則の全部を一定のレベルで説明することも不可能である。さらに、伸びる人は急速に豊かな知識をもち、逆に勉強が十分でない人は次第に授業内容を正しく理解できなくなって、違いが出てきているので、油断せずに受講者自身で自学自習を続けてほしい。ロースクールは、授業2割で自習8割ということも聞いている。</p> <p>なお、法科大学院の授業では「双方向」という仕方が重視されているが、複数レベルの習熟度の人が混在する場合には、効率を良くするより、かえってマイナスとなることも多い。私の場合は、主として(むしろ専ら)私がいろいろ跳びながら話していく。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記試験だけで行う。小テストと中間試験は、授業時間の関係から行わない。基本用語を正しく理解することが法律学習の出発点だから、最初に学ぶ民法総則は、1年次後期の民法2とは試験方法を変えて、短答式(語句入れ、○×など)を多くし、簡単な(3～4行で書く)定義や説明を2～3題は出す。</p> <p>評価の方法は、本学の仕方(一定比率におけるA・B・C・D・FまたはNの5段階方式、F(N)は不合格で、F評価の者にはD合格のみが残される再度の試験あり)による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 総則全体の概観、教科書・参考書の簡単な紹介</p> <p>第2回 民法上の権利とその主体および客体</p> <p>第3回 行為能力</p> <p>第4回 法律行為(1)総説、強行法規違反、公序良俗違反、虚偽表示、詐欺など</p> <p>第5回 同上</p> <p>第6回 法律行為(2)無効、取消し、条件、期限</p> <p>第7回 同上</p> <p>第8回 代理(1)序説、代理権、代理人、代理行為、代理効果、復代理</p> <p>第9回 代理(2)序説、表見代理、無権代理</p> <p>第10回 時効(1)期間、時効序説、消滅時効、取得時効</p> <p>第11回 時効(2)中断・停止、援用・放棄、除斥期間、失効</p> <p>第12回 時効(3)主要判例</p> <p>第13回 法人</p> <p>第14回 一般条項とそれらの判例</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：椿『民法総則』(有斐閣)、椿ほか『財産法基本判例』(有斐閣)</p> <p>〔注意〕民法総則は、可能な限り新学期には第3版を出したいが、目下の執筆進行状況ではかなり実現困難なので、3月時点で第2版しか書店に出ていなければ、それを購入して最低1～2回は全体を通読しておいてほしい。基本判例は、昭和45年から平成15年秋までの最高裁判例を収録している。それ以前の判例(大審院の明治・大正の判例でも今なお先例として学習しなければならないケースがある)は、原則として口頭もしくは板書により指示するものを各自コピーして読んでほしい。また、最近の判例は、ごく重要なケースに限るがTKCなどで掲示する。</p> <p>参考書(購入任意)：内田『民法I(第4版)』(東大出版会)、川井健『民法概論1民法総則(第3版)』(有斐閣)、近江『民法講義1(第5版)』(成文堂)、奥田＝安永ほか『法学講義・民法1』(悠々社)、大村『基本民法1(第3版)』(有斐閣)、椿ほか『新民法概説1(第4版・第5版を準備中)』(有斐閣)</p>		

科 目	民法2 (債権法総論) (後期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>範囲については、(1)民法第3編・債権の第1章・総則(民法399条～520条)および規定がない債務引受が対象である。(2)弁済者代位(499条～504条)は、2年前期の民法6(担保物権法)で取り扱う方が理解しやすいので、担当者間の協議によりそちらで行う。(3)人的担保といわれる保証(446条～465条の5)も同様にする。</p> <p>内容は、いわゆる解釈論であり、かつ、判例・通説に従って話す。</p> <p>授業方法</p> <p>法学セミナーの連載原稿に加筆した教材を使う。これは、何回かに分けて配布する予定である。</p> <p>授業のレベルは民法1よりも上げる。満遍なく話すことはできないので、適宜ピックアップして重点的に行う。あまり重要でない事項はもちろん、重要であっても説明の余裕が出ない事項は、それを指摘して自習に委ねる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記試験にもとづき、点数を定められている5段階方式に置き換えて出す。小テストと中間試験は授業時間がそもそも足りないため、実施しない。</p> <p>現時の予定では、短答式を行わず、簡単な3～4行の記述問題と、事例から論述する大きな問題とにすることを考えている。</p> <p>評価の方法は、本学の仕方(一定比率におけるA・B・C・D・FまたはNの5段階方式、F(N)は不合格で、F評価の者にはD合格のみが残される再度の試験あり)による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 債権総論の序説</p> <p>第2回 給付の種類・態様と債権の目的</p> <p>第3回 弁済その他債権の消滅</p> <p>第4回 同上</p> <p>第5回 債権の効力</p> <p>第6回 同上</p> <p>第7回 債務不履行</p> <p>第8回 同上</p> <p>第9回 債権者代位権と詐害行為取消権</p> <p>第10回 同上</p> <p>第11回 多数当事者の債権と債務 [保証と弁済者代位は実際の授業では民法6へ]</p> <p>第12回 同上</p> <p>第13回 債権関係の移転</p> <p>第14回 まとめ</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 内田『民法Ⅲ(最新版)』(東大出版会)、椿ほか『財産法基本判例』(有斐閣)</p> <p>参考書(購入任意): 近江『債権総論(第3版)』(成文堂)、椿ほか『新民法概説(2)(第3版)』(有斐閣)</p> <p>前提履修科目(履修済であることが望まれる)</p> <p>民法1、民法4(いずれも前期必須科目であり、履修済みの箇所は、きわめて簡単にしか再説しない)</p>		

科 目	民法3 (契約法) (後期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。</p> <p>我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約である。</p> <p>このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。なお、近時は民法の教科書でも、裁判規範(民事裁判型要件事実)の観点から記述されたものが増えているが(参考書に掲げたものはその代表例)、過度に意識すぎると、実体法としての民法の理解が不正確になる危険すらある。したがって、この授業では、全体の9割はあくまで実体法の基礎部分の理解に重点を置き、残りの1割程度を、裁判規範としての民法(その入口部分は、民事法総合1の田中担当部分で手ほどきがなされる)に充てることとする。</p> <p>授業方法</p> <p>民法典の体系に沿って行う講義形式の授業とするが、適宜、設問や判例等について説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)20%と期末筆記試験の成績80%とを総合評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 契約総論(1) 第2回 契約総論(2) 第3回 契約総論(3) 第4回 契約総論(4) 第5回 売買(1) 第6回 売買(2) 第7回 売買(3)／中間テスト 第8回 使用貸借・賃貸借(1) 第9回 賃貸借(2) 第10回 賃貸借(3) 第11回 賃貸借(4) 第12回 消費貸借 第13回 請負・委任(1) 第14回 請負・委任(2)その他 第15回 定期試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ(第2版)』東京大学出版会、その他TKCシステム等で教材を随時配布する。 参考書(購入任意)： 平野裕之『民法総合5』信山社、潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ』新世社、椿ほか『条文になり民法』類推適用から見る民法』関連で見る民法ⅠⅡ』(いずれも日本評論社)</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	民法5（物権法・相続法）（前期）	単 位
		2
担 当	吉井 啓子	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講義は、民法典第2編物権のうち担保物権を除く物権法の部分（175～294条）と第5編相続（882～1044条）を対象とする。いずれも条文が多いので、細かい規定やあまり重要でないと思われる事項の説明は省略し（それらの事項については予習レジュメ等で補う）、重要な事項についての説明に多くの時間を割きたい。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式の授業とするが、できるだけ多くの受講者に発言を求めたいと思っている。担当者の質問に対する確かな回答ができるよう、予習レジュメに基づいて、十分な予習をしていくことが求められる。予習レジュメについては、逐次TKCにアップロードしていく。なお、小テストの実施に伴い、下記の授業計画に多少変更があることが予想される。変更がある場合には、講義やTKCを通じて連絡する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の結果に、授業時に行う小テスト（3回）や、講義中指名された際の的確な回答をしたかどうかを加味して評価する。配点は、期末試験60点、小テスト30点（10点×3）、講義時における発言10点。小テストは、採点添削して実施2週間後に返却する予定である（原本を手元に残しておきたいので、コピーを返却する）。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 物権総論（1）：物権の意義と法的性質 第2回 物権総論（2）：物権的請求権 第3回 物権総論（3）：物権変動①意思主義・対抗要件主義、不動産登記 第4回 物権総論（4）：物権変動②177条の適用範囲、取消し・解除と登記 第5回 物権総論（5）：物権変動③取得時効と登記 第6回 相続法の全体像：「相続と登記」の問題を理解するために 第7回 物権総論（6）：物権変動④相続と登記 第8回 物権総論（7）：物権変動⑤177条の第三者 第9回 物権総論（8）：物権変動⑥動産物権変動その1 第10回 物権総論（9）：物権変動⑦動産物権変動その2 第11回 占有権（占有権の相続についてはこの回で扱う） 第12回 所有権、用益物権 第13回 共有、区分所有（遺産共有についてはこの回で扱う） 第14回 相続法の諸問題：相続回復請求権など 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』（東京大学出版会、2005） ※〔第4版〕の出版は、開講後になると思われます。上記教科書の旧版（第3版）を持っている方は、それを当分は使用して下さい。旧版を持っていない方は、新版を待つか、TKCにアップする参考文献リストから自分の使いやすい基本書（近江幸治『民法講義Ⅲ・物権法』など）を選んで使用して下さい。 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続〔補訂版〕』（東京大学出版会、2004） 参考書(購入任意)：星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選I 総則・物権〔第5版 新法対応補正版〕』（有斐閣、2005） 久喜忠彦・米倉明・水野紀子編『家族法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2002） 参考文献リストは、第1回授業までにTKCにアップロードするので参考にされたい。</p> <p>前提履修科目</p> <p>民法1・2・3・4を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民法6（担保法）（前期）	単 位 2
担 当	田中 宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>抵当権を中心とする民法典の担保物権（295条～398条の22）と、譲渡担保を中心とする非典型担保、民法2（債権法総論）で除外した保証（民法466条～）および弁済者代位（同499条～504条）を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域（民事執行法、破産法等）にも論及する反面、分野全体を総花的には講義できないので、適宜ピックアップすることとなる。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式の授業とするが、適宜、設問や判例等について説明を求める。なお、指定した教科書の該当部分や事前配付の資料等は、読んだ上で授業に臨んでいることを前提とする。ケースの検討やレポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。反面、過年度の分野でも、担保法学修の前提として必要であるが、やや手薄になっていると思われる箇所は、時間を取って検討する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>平常点（小テストないしレポート等を含む。出欠回数は成績評価の対象とはしない。）が20%。期末筆記試験の成績が80%の総合評価。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第01回 担保法の全体像（債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係）</p> <p>第02回 人的担保（保証—多数当事者の債権関係）</p> <p>第03回 抵当権1（抵当権の機能、設定から実行そして後処理）</p> <p>第04回 抵当権2（被担保債権、抵当権の及ぶ客体）</p> <p>第05回 抵当権3（物上代位、担保不動産収益執行）</p> <p>第06回 抵当権4（抵当権と利用権との調和、抵当権侵害）</p> <p>第07回 抵当権5（抵当権の処分と消滅、共同抵当、弁済者代位）</p> <p>第08回 抵当権6（根抵当権）</p> <p>第09回 質権・留置権（制度の概要、機能）</p> <p>第10回 先取特権（制度の概要、物上代位との関係）</p> <p>第11回 非典型担保1（概説、譲渡担保1—法律構成、対内的効力）</p> <p>第12回 非典型担保2（譲渡担保2—対外的効力、集合資産（動産・債権）譲渡担保）</p> <p>第13回 非典型担保3（仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段）</p> <p>第14回 総合（まとめ・調整）</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）：内田貴『民法Ⅲ（第3版）』（東京大学出版会）、椿ほか「財産法基本判例」（有斐閣）</p> <p>参考書（購入任意）：近江「民法講義Ⅲ（第2版補訂版）」（成文堂）、</p> <p>椿ほか「条文にない民法」「類推適用からみる民法」「関連で見る民法Ⅰ・Ⅱ」（いずれも日本評論社）</p>		

法律基本科目 民事法系

科 目	民法7（家族法） / 家族法 （後期）	単 位 2
担 当	松浦 千誉	
<p>授業内容の概要</p> <p>民法典第4編親族編・第5編—いわゆる「家族法」の内、第4編の規定および制度の解釈が中心になるが、これらの諸規定が現実にどのように、運用されているか、機能しているかも含めて検討する。</p> <p>また、相続・遺言についても、「人的側面」から日本法の概略について説明する。</p> <p>家族に対する法的規制は、男女共同参画社会のもとで、離婚の増加、少子高齢化、生殖医学の発展などで、世界的に揺れ動いている。家族をめぐる法的問題に対処するため、比較法的視点も加えていきたい。</p> <p>授業方法</p> <p>導入講義の後、ケースを研究し、確認クイズをする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>通常の授業における態度、ならびに期末テストによって評価する。</p> <p>成績は、A, B, C, D, F またはN(不可)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 現行法への史的素描、現行法の体系</p> <p>第2回 戸籍法、その他の家庭関連の法律、家庭裁判所</p> <p>第3回 親族</p> <p>第4回 婚姻の成立</p> <p>第5回 婚姻の無効・取消</p> <p>第6回 婚姻の効果</p> <p>第7回 内縁、事実婚、準婚</p> <p>第8回 実子</p> <p>第9回 養子</p> <p>第10回 親権と未成年者後見</p> <p>第11回 成年後見</p> <p>第12回 扶養</p> <p>第13回 相続と遺言</p> <p>第14回 氏と戸籍</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):</p> <p>内田『民法 I V 親族・相続』 東京大学出版会</p> <p>参考書(購入任意):</p> <p>ケース : 家族法判例百選</p> <p>導入・入門 : 松浦他監修『ゼロからの民法 家族法編』 不磨書房/信山社</p> <p>松浦他『家族と法—親族編』、『家族と法—相続編』 慶応義塾出版会</p> <p>参考書 : 日弁連法務研究財団離婚後の子どもの親権及び監護に関する研究会編</p> <p>『子どもの福祉と共同親権—別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較法研究』日本加除出版</p> <p>湯沢やす彦編『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本加除出版株式会社</p> <p>前提履修科目</p> <p>民法1・2・3・4・5を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民事法総合1 (前期)	単 位
担 当	田中 宏・前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>民事法総合1(旧カリキュラム対応科目:商事法入門)は、民法・商法をはじめとする民事法系科目の学修における導入講座である。民法・商法の基本的テーマを題材に基礎知識を修得し、確認することを目的とする。</p> <p>講義は前半7回が民法分野(担当:田中)、後半7回が商法分野(担当:前田)で構成される。前半7回は、商事法的前提となる民法についての基礎知識、学修方法、思考方法の修得・確認を行う。レベルはあくまで本学においてはじめて法律科目(民法)を履修する学生を対象とする水準におくが、判例の読み方や理論構成方法などは、相応に勉強した経験のある学生にも糧となるものとする。単に民法全体を早回ししたり、指定した教科書をなぞったりするのではなく、他の法律基本科目(同時進行する民法1や民法4)の学修に役立つような基礎的な考え方や知識部分に重点を置いて講義する。後半7回は商法総則を題材として、「商法とはどのような法律で、その解釈においてどのような視点が重要であるのか」、という基本テーマを中心に、事案分析力の養成にもウェイトをおいた講義とする。</p> <p>授業方法</p> <p>前半7回のうち6回は、民法全体を学修するための「約束事」や「基礎知識」を修得してもらった講座であるから、講義形式が中心となるが、適宜、学修の成果を確認するためにレスポンス(発言、書面等)を求めることもある。最後の1回は、テイクホームもしくは教室での起案演習を行う予定である。後半7回は各回のテーマを題材としたオリジナルの設例式問題を材料に、基本概念・関連知識の講義と質疑・討論を組み合わせで行う。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記試験を中心として、A・B・C・D・F(N)の5段階によって成績評価を行う。</p> <p>成績評価については民法分野・商法分野、各50%で採点を行う。</p> <p>なお、平常点・中間レポートの採否については、各分野の初回の講義で簡単に説明する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 民事法の対象領域と思考方法 第2回 意思による権利義務発生等のメカニズム 第3回 意思によらざる権利義務発生等のメカニズム 第4回 債権法のルール 第5回 物権法のルール 第6回 裁判規範としての民法―要件事実論入門― 第7回 法的思考の起案方法―法文書作成入門― 第8回 商法の特徴・基本概念 第9回 商人と商行為 第10回 商号制度・名板貸 第11回 商業使用人 第12回 営業譲渡 第13回 商業登記と外観信頼保護規制 第14回 会社法概論―株式会社の特性と会社法 第15回 期末試験 <p>使用教材 改訂版・最新版が出ている場合にはそちらを購入すること。</p> <p>教科書(購入必須): [民]池田『スタートライン民法総論』(日本評論社)</p> <p>[商]平出慶道=山本忠弘=田澤元章:『商法概論 I』青林書院 平成19年</p> <p>参考書(購入任意): [商]近藤光男:『商法総則・商行為法』[第5版] 有斐閣 平成18年</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

科 目	民事法総合2 / 証拠と事実認定 (後期)	単 位 2
担 当	森本 宏一郎	
<p>授業内容の概要</p> <p>民事訴訟(判決手続)での事実の確定や証拠調手続への理解を、できるだけ実際の訴訟に即して、ケースなどを素材として使用しながら教師と学生との間の対論のなかから深化させる。ケースなどを中心とした双方向での授業を行うことで、単なる知識や抽象的な概念の集積に終わることのない「実務との架橋」との要請にも十分応えうる手続法についての生きた理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムに、毎回のテーマに関する講義要旨などを事前に掲載する。学生が当日のテーマについては十分に予習済みであることを前提として、授業当日は設例などを中心に質疑・討論をおこない当該テーマに関する理解を深めるように進める。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験と課題レポートの総合で評価する。成績評価は、A, B, C, D, FまたはN(不可)の5段階の相対評価とする。</p> <p>第1回 「証明」—はじめに 第2回 証拠調手続における「弁論主義」の意義・機能 第3回 裁判上の「自白」(弁論主義の第2テーゼ) 第4回 要件事実(主要事実)と主張・証明責任の所在—その1 第5回 同上—その2 第6回 同上—その3 第7回 同上—その4(「証明責任」論を補完する理論) 第8回 証拠の収集 第9回 証拠調手続総論 第10回 書証(除く。文書提出命令) 第11回 文書提出命令—その1 第12回 文書提出命令—その2 第13回 鑑定, 検証 第14回 証人尋問, 当事者尋問 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>TKC上に事前に掲載。</p> <p>教科書など</p> <p>「教科書」は特に指定しないが、講義では小林秀之編「法学講義・民事訴訟法」および同「判例講義・民事訴訟法」[悠々社]を原則として参照対象とする。これから、新たに「民事訴訟法」の体系書を購入する予定の諸君は、比較的無難な体系書としては、伊藤眞「民事訴訟法」、中野貞一郎外編「新民事訴訟法講義」(いずれも有斐閣。ただし、両書とも平成20年3月末を目処に改定が予定されているので注意されたい)、藤田広美「講義・民事訴訟」(東京大学出版会)、裁判所職員総合研修所監「民事訴訟法講義案」(財団法人司法協会)などがあるので参考にされたい。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <p>* 司法研修所編「紛争類型別の要件事実」(法曹会)、伊藤滋夫「要件事実・事実認定入門」(有斐閣)。 * 『民事訴訟法判例百選第3版』(別冊ジュリスト169号)、「判例から学ぶ」民事事実認定」(ジュリスト増刊)。</p> <p>前提履修科目(履修済であることが望まれる科目)</p> <p>民事訴訟法1・2, 民法1ないし6, 会社法1・2</p>		

科 目	会社法1 (後期)	単 位
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講義では、「会社法」の株式会社に関する規制のうち、経営に関与する「機関」の役割について、規制態様、法解釈を中心にとりあげる。ただし、単なる法解釈にとどまらず、日々変化する経済情勢に対応することを要求されている会社(株式会社)の実状にも配慮するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点についても併せて検討する。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心としながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 株主総会(1):株主総会の招集手続 第2回 株主総会(2):株主総会の議事・株主提案権 第3回 株主総会(3):株主総会の決議・決議の瑕疵 第4回 経営機構の選択と役員を選任・解任 第5回 取締役・取締役会(1):取締役会の議事運営 第6回 取締役・取締役会(2):会社の業務執行・代表 第7回 取締役・取締役会(3):取締役の一般的義務 第8回 取締役・取締役会(4):利益相反取引規制・報酬規制 第9回 役員等の責任(1):役員等の会社に対する責任 第10回 役員等の責任(2):役員等の責任追及手段と株主代表訴訟 第11回 役員等の責任(3):役員等の第三者に対する責任 第12回 株式会社の経営に関する監視・監督—監査役・監査委員会 第13回 株式会社の設立手続 第14回 株式会社における設立関与者の責任と設立の瑕疵 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意) 改訂版が出ている場合には最新版を購入すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 江頭憲治郎『株式会社法(第2版)』有斐閣 平成20年 神田秀樹『会社法[第9版]』弘文堂 平成19年 弥永眞生『リーガルマインド会社法[第11版]』有斐閣 平成19年 平出慶道=山本忠弘=田澤元章『会社法概論』青林書院 平成18年 <p>前提履修科目</p> <p>民事法総合1を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	会社法2 (前期)	単 位 2
担 当	前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面にとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。その点において、会社法1の復習も兼ねたいと思う。基本的な知識は各自の予習に委ね、講義では事例問題を軸として重要事項の確認及び紛争解決能力の養成を目指したい。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、著しく授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害など)については、成績評価において減点対象とする。</p> <p>(なお、成績評価の方法については、小テスト・平常点を加味することを検討中である)</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 株式制度の基礎 ～株式の意義、株主の権利、株主平等原則 第2回 種類株式 第3回 株式の流通性とその制限 ～譲渡の方式(株券制度含む)、譲渡制限株式の取扱い 第4回 募集株式の発行(1) ～手続上の問題点、瑕疵ある新株発行(序) 第5回 募集株式の発行(2) ～既存株主による差止・無効・損害賠償 第6回 株式単位の変動と株主の権利 ～併合・分割・無償割当て・単元株 第7回 社債・新株予約権 第8回 組織再編(1) ～組織再編規制の概要・合併規制 第9回 組織再編(2) ～会社分割と営業譲渡 第10回 組織再編(3) ～親子会社をめぐる諸問題 第11回 会社の計算(1) ～計算書類等の作成手続・会計監査 第12回 会社の計算(2) ～剰余金の配当規制 第13回 自己株式の取得規制 第14回 株式会社の消滅とリストラクチャリング 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):①②のいずれか(もしくは双方)を利用すること ①[詳細・発展学習向け]江頭憲治郎:『株式会社法』有斐閣 平成18年 ②[平易・未修向け]平出慶道=山本忠弘=田澤元章:『会社法概論』青林書院 平成18年</p> <p>参考書(購入任意): 注:いずれも最新版を用意すること 神田秀樹:『会社法』[第9版] 弘文堂 平成19年 弥永真生:『リーガルマインド会社法』[第11版] 有斐閣 平成19年</p> <p>前提履修科目 会社法1を履修済であることが望ましい。</p>		

科 目	商取引・有価証券 (後期)	単 位
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講座では商取引法と有価証券法を取り上げる。 前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F(N)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 商行為の通則(1) 第2回 商行為の通則(2) 第3回 商事売買 I 第4回 商事売買 II 第5回 仲立・取次・代理商 第6回 運送営業・倉庫営業(1) 第7回 運送営業・倉庫営業(2) 第8回 手形行為概論・手形の成立 第9回 他人による手形行為 第10回 手形の変造・白地手形 第11回 手形の裏書と善意取得 第12回 手形抗弁 第13回 特殊な裏書 第14回 手形の支払・遡求・手形の消滅・利得償還請求権 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 江頭憲治郎『商取引法』〔第3版〕弘文堂 平成14年 近藤光男『商法総則・商行為法』〔第5版〕有斐閣 平成18年 川村正幸『手形・小切手法』〔第3版〕新世社 平成17年 平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章『商法概論 I』青林書院 平成19年 <p>【その他、初回講義時に各種文献を紹介する】</p> <p>前提履修科目</p>		

科 目	民事訴訟法1 (前期)	単 位 2
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「民事法総合2(旧・証拠と事実認定)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。</p> <p>授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的には TKC に掲載したものによる(括弧内の頁数は、教科書の頁数を示している)。</p> <p>第1回 民事司法制度の全体像(1～48頁) 第2回 訴えの提起(167～181頁、119～126頁) 第3回 裁判所の管轄と移送(91～108頁) 第4回 訴番公上の請求(109～119頁)・当事者の申立てと主張(218～225、242～248頁) 第5回 証明責任(269～299頁) 第6回 弁論主義1(225～241頁) 第7回 弁論主義2(263～269頁) 第8回 処分権主義(395～401頁) 第9回 判決の成立と再審(385頁～395、458～463頁) 第10回 既判力の時的・客観的範囲1(401～413頁) 第11回 既判力の時的・客観的範囲2(401～413頁) 第12回 既判力の時的・客観的範囲3(401～413頁) 第13回 既判力の主観的範囲、執行力・形成力(413～421頁) 第14回 判決に関する諸問題(401～421、25～31頁) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN: 4946406972) 小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN: 4946406735)</p> <p>参考書(購入任意)： 加藤新太郎編『民事訴訟実務の基礎[第2版]』(弘文堂・本体価格¥3,100 ISBN: 4335353863)</p>		

科 目	民事訴訟法2 (後期)	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「民事法総合2(旧・証拠と事実認定)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。</p> <p>授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的には TKC に掲載したものによる(括弧内の頁数は、教科書の頁数を示している)。</p> <p>第1回 訴訟審理の進め方・争点整理手続(181～211頁)</p> <p>第2回 訴訟要件・訴えの利益(145～165頁)</p> <p>第3回 判決によらない裁判の終了(126～143、211～218頁)</p> <p>第4回 上訴1(423～458頁)</p> <p>第5回 上訴2(423～458頁)</p> <p>第6回 当事者1(49～65頁)</p> <p>第7回 当事者2(65～91頁)</p> <p>第8回 複数請求訴訟(374～384頁)</p> <p>第9回 共同訴訟1(313～346頁)</p> <p>第10回 共同訴訟2(313～346頁)</p> <p>第11回 訴訟参加Ⅲ:補助参加を中心として(346～374頁)</p> <p>第12回 訴訟参加Ⅱ:独立当事者参加を中心として(346～374頁)</p> <p>第13回 訴訟手続の中断・承継と任意的当事者変更(366～374頁)</p> <p>第14回 略式手続(第10章)・国際民事訴訟法(43～48頁)・その他</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN: 4946406972) 小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN: 4946406735)</p> <p>参考書(購入任意)：加藤新太郎編『民事訴訟実務の基礎〔第2版〕』(弘文堂・本体価格¥3,100 ISBN: 4335353863)</p> <p>前提履修科目 民事訴訟法1を履修済まないし履修中であることが望ましい。</p>		

科 目	民事判例論 (後期)	単 位
担 当	北 沢 義 博	
<p>授業内容の概要</p> <p>法科大学院の法律学習において、判例を正確に学ぶことの重要性はいうまでもない。これは、単に、最高裁判例の要旨を覚えることではなく、裁判所が具体的事例を前にして、なぜ、そのような判断をしたかを検討し、法的思考能力を高めるためである。これまで学習した民法を中心とする民事法の中から、極めて重要な論点、あるいは弁護士が実際に扱うことのできる紛争類型を選択し、法規範が、市民社会や取引社会でどのように機能しているか、そして弁護士はどのようにこれらの法律を実務に生かすべきか、を考える。裁判実務で必要な、要件事実、立証活動なども意識しながら学習する。昨年度の民事法特別講義1(民法実務演習)をベースとしている。</p> <p>授業方法</p> <p>本講は、主に、事実関係が詳細に記述された判例を使用し、原被告はどのように主張を組み立て、立証方法を選択していくかを実務的観点から学ぶ内容とする。また、重要な最高裁判例の法理を正確に理解する。教材は、事前に配布するか、TKCにアップするので、各自、事案を理解し、法的問題を検討しておくことが求められる。これを前提に、授業においては互いに議論し、理解を深めることを目指す。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>原則として、期末テストで評価し、A、B、C、D、F(N)とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 判例をどう読むか、判例を実務に生かす。 第2回 売買法の難問（瑕疵担保と債務不履行） 第3回 不動産賃貸借の終了（期間満了と正当事由） 第4回 不動産賃貸借の終了（契約解除） 第5回 人の労務・能力・技能を提供する契約と訴訟 第6回 安全配慮義務、契約準備段階の過失、情報提供義務 第7回 法律行為の効力、効果（1）錯誤、無権代理 第8回 法律行為の効力、効果（2）公序良俗、不当利得返還請求 第9回 民法94条2項と110条 第10回 債権者代位権と債権者取消権 第11回 担保に関する最近の判例 第12回 登記請求訴訟 第13回 法人の権利能力 第14回 不法行為 第15回 期末試験 <p>使用教材 上記のとおり、教材は、毎回事前に提供するので、それを3,4時間程度で検討してくることが前提である。</p> <p>教科書(購入必須)：1年次および2年次の民法で各自が使用した教科書を常に参照することが求められる。教員自身は、民法は、内田貴教授の民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(東京大学出版会の最も新しい版)を、民事訴訟法は、伊藤真教授の「民事訴訟法」(有斐閣)を参照することが多いので、これらを使用していただくと便利である。</p> <p>参考書(購入任意)：必要に応じて紹介する。</p> <p>前提履修科目： 民法1～6、民事訴訟法1、2、会社法1、2が履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	刑事法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事法全般（刑法，刑事訴訟法，刑事事実認定）について，具体的な事例（判例）を主な題材として，刑事法への興味や関心を持てるようにしながら学習を進め，理解を深めていく。実際の事件（判例）において，いかなる事実関係の下でどのようなことが法律上問題となるのかを考えながら学習すると共に，具体的な書式例を適宜紹介する等して，具体的・実践的な刑事法の理解を目指す。個々の要件（概念）と証明（事実認定）の関連性をも意識する。また，自分で理解し考えたことを文章で適切に表現することについての多少の指導を行う。従って，学説や抽象的な概念の説明は最小限に止め（刑事法の思考に慣れてもらうために必要な範囲で言及する。但し，条文は重視する），また，全ての論点を網羅的に取り上げるものでもない。体系的のある本格的な内容は，本科目の後（1年次後期以降）に開講される刑法や刑事訴訟法の授業で取り扱われる。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって，事前に，毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。また，使用教材（教科書）の該当部分の十分な理解（特に，復習段階）が期待される。</p> <p>毎回の授業は，教員作成のレジュメ及び使用教材（教科書）に沿って講義と若干の質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>学期中に課されるレポート（2回を予定）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は，A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑事手続の流れ，手続の当事者の役割，刑事法において議論されること 第2回 刑法の大枠，刑法で議論される内容とその意義 第3回 不作為犯，因果関係論 第4回 被害者の同意 第5回 故意と事実認識 第6回 共犯をめぐる基本問題 第7回 名誉に対する罪 第8回 財産犯（1）（財産犯の全体，窃盗罪と強盗罪） 第9回 財産犯（2）（詐欺罪と恐喝罪） 第10回 社会的法益・国家的法益に対する罪 第11回 犯罪捜査の基本問題 第12回 起訴と訴因の基本問題 第13回 証拠法の基本と考え方 第14回 刑事事実認定の基本と考え方 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>①教科書（購入必須）： 井田良 他 著『よくわかる刑法』（ミネルヴァ書房）（平成18年） 安富潔 著『やさしい刑事訴訟法〔第五版〕』（法学書院）（平成17年） 石井一正 著『刑事事実認定入門』（判例タイムズ社）（平成17年）</p> <p>②参考書（購入推奨）： 前田雅英 著『最新重要判例250〔刑法〕第6版』（弘文堂）（平成19年） 井上正仁 編『刑事訴訟法判例百選〔第八版〕』（有斐閣）（平成17年）</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし</p>		

科 目	刑法1 (総論) (後期)	単 位 2
担 当	花井 哲也・中島 広樹	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑罰法規の一般原則、国家刑罰権の限界、犯罪概念などの解釈論的問題を対象とするのが、刑法1である。そこで、授業では、刑法に関する基本的原理・概念及び学問的課題・現代的課題を網羅的にとりあげて進める。とくに、わが国の現在の刑法学は、ドイツの目的的行為論を理論的基準とする人的違法論の影響下で、行為無価値と結果無価値の論争状況が刑法学の隅々にまで及んでいる。犯罪を犯す意思である故意の概念、錯誤論、不作為犯の作為義務の根拠、正当防衛状況と正当防衛権の限界、共犯論、未遂論等々で、それぞれ新しい論点が展開されている。かかる刑法学の新しい理論状況を正確に理解できるように、具体的事例や判例等をあげて、以下のような順序で講義する。(なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること)</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑法の基礎 第2回 罪刑法定主義 第3回 因果関係 第4回 不真正不作為犯 第5回 実質的違法性阻却 第6回 正当防衛と緊急避難 第7回 責任能力と原因において自由な行為 第8回 故意と錯誤 I 第9回 故意と錯誤 II 第10回 過失犯 第11回 未遂犯 第12回 共犯 I 第13回 共犯 II 第14回 罪数 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 曾根威彦『刑法総論(第3版)』[2000 弘文堂]、阿部純二『刑法総論』[1997 日本評論社]</p> <p>参考書(購入任意): 『刑法判例百選 I (総論)』[2003 有斐閣]</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	刑法2（各論）（前期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也・中島 広樹	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法2は、各犯罪類型の解釈を明らかにすることによってその処罰可能な行為、すなわち処罰の範囲を確定することが重要である。最近は、胎児性致死傷、夫婦間レイプ、プライバシー侵害、コンピュータ犯罪など新たな当罰的行為が多く出現している。これは、社会の変化と変動に由来するものである。それにしたがって、学説や判例も多様に動いている。そこで、学説・判例を徹底して整理・検討することが要請されている。そして、一方罪刑法定主義、とくに人権保障との関連から国家刑罰権の限界を模索し、他方社会秩序の維持から法益保護の目的という困難な事態との調和を考慮する必要がある。順序は、個人的法益に対する罪から始めて、社会的法益に対する罪、そして国家的法益に対する罪へと進めて行く。(なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること)</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑討論も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 胎児障害と偽装心中 第2回 傷害罪と凶器準備集合罪 第3回 遺棄罪と逮捕・監禁・脅迫・誘拐の罪 第4回 強制わいせつ罪と業務妨害罪 第5回 住居侵入罪と名誉毀損罪 第6回 刑法における財物の意義と窃盗罪 第7回 不法領得の意思と占有概念 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 詐欺罪と恐喝罪 第10回 横領罪と背任罪 第11回 親族相盗例と損壊罪 第12回 騒乱罪と放火罪 第13回 偽造罪と公務執行妨害罪 第14回 犯人隠匿・偽証・証拠隠滅・収賄罪 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 曾根威彦『刑法各論(第3版)補正版』[2003 弘文堂]</p> <p>参考書(購入任意)： 『刑法判例百選Ⅱ[各論](第5版)』[2003 有斐閣]、 花井哲也『刑法講義(各論Ⅰ)改訂新版[1997 信山社]、 花井哲也『刑法講義(各論Ⅱ)』[1996 信山社]</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事訴訟法 1 (後期)	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査手続に関する諸問題に検討を加えることとします。現行法の解釈・運用はもとより、刑事司法改革・組織犯罪対策・被害者保護など、立法のあり方と関連するテーマについても可能な限り時間をとりたいと思います。</p> <p>なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>授業方法</p> <p>テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義形式を中心とし、演習・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価するのを原則とします。ただし、復習試験を加味することがあります。成績はA・B・C・Dを合格、F・Nを不合格とすることは他の科目と同じです。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の手続・原則</p> <p>第2回 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など</p> <p>第3回 捜索差押え(1)―令状による捜索差押え</p> <p>第4回 捜索差押え(2)―令状によらない捜索差押え、令状主義</p> <p>第5回 復習(予定)</p> <p>第6回 捜査一般・任意捜査総論―任意捜査と強制捜査、強制処分法定主義</p> <p>第7回 任意捜査各論―任意同行・任意取調べ、おとり捜査など</p> <p>第8回 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴</p> <p>第9回 捜査の端緒―職務質問関連問題、告訴・告発、事前捜査</p> <p>第10回 被疑者の取調べ・捜査構造論―任意取調べ、身体拘束中の取調べ、捜査構造論</p> <p>第11回 復習(予定)</p> <p>第12回 被疑者弁護(1)―黙秘権</p> <p>第13回 被疑者弁護(2)―弁護人選任権・接見交通権</p> <p>第14回 公訴の提起</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書： 各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。</p> <p>参考書： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで指示します。</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事訴訟法2 (前期)	単 位 2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいとわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあろうかと思えます。できる限り解きほぐしてゆきたいと思えます。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。</p> <p>授業方法</p> <p>刑事訴訟法1を参照してください。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>刑事訴訟法1を参照してください。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 公訴の提起—訴訟対象・訴因</p> <p>第2回 公判手続(1)—公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加</p> <p>第3回 公判手続(2)—公判準備、公判手続、証拠開示</p> <p>第4回 復習(予定)</p> <p>第5回 証拠法総論—厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定</p> <p>第6回 自白(1)—自白法則・補強法則</p> <p>第7回 自白(2)—同上、自白の信用性</p> <p>第8回 伝聞法則(1)—総論、321条関係(検面調書、捜査書類)</p> <p>第9回 伝聞法則(2)—322条以下</p> <p>第10回 排除法則—違法収集証拠排除法則</p> <p>第11回 復習(予定)</p> <p>第12回 裁判—裁判の種類、裁判の効力</p> <p>第13回 誤判救済—上訴・再審</p> <p>第14回 刑事手続と被害者</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書: 各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。</p> <p>参考書: 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし。但し、刑事訴訟法1の知識があることは、当然予定されています。</p>		

科 目	刑事法総合 (後期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を行ったことを踏まえて、刑事法全体の中から重要なテーマを選び、判例その他の事例を軸にして、問題点の確認や検討を行い(理論的・実務的に重要な発展的・応用的な議論にも適宜言及する)、各テーマ(及びその関連領域)についての具体的・実践的な理解を深める演習的な科目である。授業では、問題点相互の関連性(例えば、刑法総論と各論の関係や、刑法と刑事手続と事実認定の関係)をも意識する。また、事案に対する自己の法的分析や検討結果を文章で適切かつ説得的に表現できる能力の涵養(レポートと添削指導等)を行う。さらに、各回の授業テーマやその周辺領域について、重要判例の確認や短答式問題を用いた知識の確認を行っていきたい。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。授業で取り上げた内容については、十分な復習によって理解を深めていただきたい。</p> <p>毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材(教科書)に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>学期中に課されるレポート(2回を予定)と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 実行行為、因果関係論 第2回 違法性論、被害者の同意 第3回 故意と錯誤論 第4回 過失犯 第5回 共犯論 第6回 財産犯における占有 第7回 財産犯における損害 第8回 文書偽造罪 第9回 司法作用に対する罪 第10回 供述証拠(主に自白) 第11回 非供述証拠 第12回 起訴と訴因 第13回 伝聞証拠 第14回 択一的認定 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>①教科書(購入必須): 前田雅英 著『最新重要判例250 [刑法] 第6版』(弘文堂)(平成19年) 井上正仁 編『刑事訴訟法判例百選 [第八版]』(有斐閣)(平成17年) 石井一正 著『刑事事実認定入門』(判例タイムズ社)(平成17年) その他、各自の基本書</p> <p>前提履修科目(履修済であることが望ましい科目)</p> <p>刑事法入門(平成19年度入学生)、刑法1(総論)、刑法2(各論)、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2</p>		